

更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会
第2回会合 議事要旨

1 日 時 令和元年6月25日(火)午後1時から午後4時40分

2 場 所 法務省会議室

3 出席者

(座長) 津田 賛平 (弁護士, 元保護局長, 元京都地検検事正)

(構成員) 阿久津 照美 (被害者支援都民センター相談支援室長)

伊東 秀彦 (弁護士)

伊藤 富士江 (上智大学教授, 保護司)

及川 里子 (東京保護観察所被害者担当保護司)

武 るり子 (少年犯罪被害者当事者の会代表)

中原 康子 (横浜保護観察所首席保護観察官)

4 要 旨

(1) 平成19年以前の更生保護の実務及び犯罪被害者等への対応その他についてのヒアリング

元関東地方更生保護委員会委員長の小畑哲夫氏から平成19年以前の更生保護の実務及び犯罪被害者等への対応等について説明がなされた後、質疑応答がなされた。

(2) 地方更生保護委員会委員の実務及び犯罪被害者等への対応についてのヒアリング

元関東地方更生保護委員会委員の鈴木美香子氏から地方更生保護委員会委員の実務及び犯罪被害者等への対応について説明がなされた後、質疑応答がなされた。

(3) 地方更生保護委員会事務局の実務及び犯罪被害者等への対応についてのヒアリング

関東地方更生保護委員会事務局首席審査官の大橋由美子氏から地方更生保護委員会事務局の実務及び犯罪被害者等への対応について説明がなされた後、質疑応答がなされた。

(4) 保護観察所の実務及び犯罪被害者等への対応についてのヒアリング

さいたま保護観察所保護観察官の牧山夕子氏から保護観察所の実務及び犯罪被害者等への対応について説明がなされた後、質疑応答がなされた。

(5) 全体質疑応答

ヒアリング対象者4名に対して質疑応答がなされた。

(6) その他

事務局が、次回以降の開催日程等について、説明をした。

5 ヒアリングの内容及び構成員からの主な発言等

(1) 4の(1) 関係(小畑氏の説明概要及び構成員との質疑応答)

【小畑哲夫氏説明概要】

- ・ 昭和39年の法務省入省後から、平成16年に関東地方更生保護委員会委員長として退職するまでの40年間、更生保護行政に携わってきた。この職務期間において、心残りだったのは、地域住民や地方自治体の更生保護に対する理解を深めることができなかつたことと、被害者支援を進めることができたのかという点だった。
- ・ 被害者支援の重要性について気付いたきっかけは、昭和55年に、仙台保護観察所の観察課長だった時に、加害者が無期懲役となった事件の常時恩赦の上申手続のため、被害者の御遺族を調査した経験だった。当時、加害者は、仮釈放されて既に20数年経過していたが、御遺族から「加害者を一生刑務所に入れておいてほしい。」との回答があった旨の調査結果が返ってきた。つまり、その御遺族は加害者がまだ刑務所に入っていると思っていた。このことに気付いたとき、本当に涙が出るほど申し訳ない、という思いを抱いた。その時から、被害者の御遺族に情報を伝えるような仕組みが必要なのではないか考えるようになった。
- ・ その後しばらく保護観察所勤務から外れていたが、平成8年頃、東京保護観察所長だった時に、保護司に対して、被害者等の苦しみや思いを知ってもらうための研修を行い、被害者の御遺族に講演をしていただいた。その時、研修に参加していた保護司の一人が、「加害者も被害者だ。」という発言をしたため、講師をしていただいた御遺族から、「更生保護に携わる人は、加害者のことしか考えていないのではないか。被害者やその遺族のことは後回しになっているのではないか。そのようなことでは、更生保護に対して信頼することはできない。」などと厳しく叱責された。
- ・ 平成14年、関東地方更生保護委員会の委員長をしていた時にも、被害者の御遺族に、保護観察官や保護司に対する講演をお願いしたことがあった。その時の参加者は、涙を流しながら御遺族のお話に聞き入っていた。マスクでも、その研修について好意的に取り上げられた。
- ・ その頃に、ある死亡事件の加害者の少年の仮退院の審理を担当し、その事件の御遺族には、その御希望を全て叶えることは難しくても、できる限り誠意ある対応をする方針で臨んだ。しかし、御遺族から、「仮退院の審理は加害者を中心に考えているのではないか。」といった非常に厳しい御意見があった。仮釈放等の審理を含め、更生保護における被害者等のための施策を確立することが必要であると改めて感じた。
- ・ ちょうどその頃、津田保護局長(当時)から、「更生保護でも被害者等へ

の支援をしなくてはいけないと思うが、どう考えるか。」と相談された。そこで、私は、「加害者の改善更生が果たされたと言えるためには、被害者等の痛みや思いを、加害者がしっかりと考えながら生活しているということが必要ではないか。」という話をした。局長は、すぐに保護局に検討チームを立ち上げ、被害者等への支援についての検討を始めたとのことだった。

- かつて、矯正や更生保護に関する様々な施策を検討するため、「矯正保護審議会」という審議会が設置されていたが、平成12年にその幕を閉じることとなった。その際、この審議会から「21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について」という提言が出され、その中で、被害者等に配慮した保護観察処遇を推進することなどが提言されている。
- 退職後、平成17年に、保護司約80人を引率し、オーストリア共和国とチェコ共和国に視察に行ったことがある。オーストリア共和国では、当時の日本被害者学会理事長の慶應大学宮澤浩一教授の紹介で、「白い輪」という被害者支援組織の会長を務めていた裁判官の講演を聴くことができた。その裁判官の話を聞いた際、保護司から、「裁判官が被害者等支援活動をしては、裁判の中立性が保てないのでは。」との質問があった。その裁判官は、「裁判官は法律の条文と判例だけを読んでいれば良いというものではありません。法は人間のためにあるのだから、法曹は、生きて動いている現実を見る訓練と学習が必要です。特に、裁判官は加害者と接することが多いので、被害者のことを理解していないと正しい判決が出せません。被害者支援活動をすることが、自分の資質を向上させる機会になるのです。」と語っていた。このことは、私に強く印象に残り、日本は、被害者等の支援に関して、随分立ち遅れていると感じた。
- 平成16年から、千葉刑務所の篤志面接委員に任命され、その関連もあって、受刑者に対し、被害者等に対する思いを深める教育を実施している。今は矯正も保護も、様々な形で被害者等施策を実施しており、非常に良いことだと思う。
- 被害者等施策は更生保護にとって重要であり、被害者等の支援と同時に、保護観察対象者の改善更生にもつながるものであると確信している。

【小畑哲夫氏と構成員との質疑応答】

- 加害者への処遇を行う人が「加害者も被害者だ。」と述べることは少なくない。確かに、被害体験のある加害者がいるが、被害者やその遺族にとっては、「加害者も被害者だ。」と言われると悲しく感じる。被害者等にとって、加害者は飽くまで加害者であり、加害者の処遇を行う人は、それをしっかりと理解して欲しい。

以前、被害弁償を続けている加害者について、「その加害者は偉いですね。」

と言った人があった。加害者の指導をするために褒めることは大切だが、当然の責任を果たしていることを「偉い」と言われることに違和感があった。この背景に加害者への処遇を行う人の意識の問題があるとすれば、被害者等の視点について知っていただきたい。

→ (事務局) 研修などで、被害者等の話を聴く機会を設けるよう努めているが、意識の問題は重要と認識している。

- ・ 被害者等は、研修等で講演をする場面や、制度を利用する場面では、怖い顔をしていたり、泣いていたり、怒っていたりすることが多い。加害者への処遇を行う人は、その姿を見ているため、被害者等を怖がってしまうということもあるのではないか。しかし、被害者等も笑うし、歌も歌う。そのようないつもの姿も見てほしい。そのためには、保護観察所などが主催する研修に被害者等と呼ぶことも重要だが、被害者等が主催する集会やイベントなどに、更生保護官署の人が積極的に足を運んで、被害者等の生の声を聴くようにしてほしい。

以前に集会・イベントへの参加を保護観察所に呼びかけた際に、休日だから難しいと断られたこともあったが、そこには、被害者等は怖いというイメージを持っていたこともあるように私は感じる。怖いというイメージを持たず、積極的に被害者等に会いに来るような、意識の高め方に努めてほしい。

- ・ 小畑氏は、地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）や保護観察所といった加害者への処遇をする職場におられた。更生保護における被害者等への支援の施策が進展する前の時代において、被害者等への支援に関心を寄せ、自分の仕事につなげたいという意識をお持ちだったようだが、どのような思いでおられたのかがいたい。

(回答：経験上、加害者は、刑期が終わったらそれで責任を果たしたという意識になってしまうことが少なくない。「被害者等は加害者の保護観察が終わっても、苦しみや悩みを一生抱えなくてはいけないのだ。」といったことを、指導によって加害者が理解できるようにするのは容易ではない。現在も、更生保護関係者は、社会からの再犯防止実現の要請と被害者等への支援の要請の中で、ジレンマを抱えることもあろう。被害者等への支援を充実化していくというのであれば、被害者等を支援する体制の整備が不可欠である。)

- ・ 平成19年以前の更生保護官署における、被害者支援に関する研修等の実施状況をうかがいたい。

(回答：矯正施設、特に少年院では、早い時期から、被害者の御遺族などを招いて講話等を行っていた。更生保護官署でも、関東地方委員会委員長時代に、被害者等に関する研修を実施したことがある。200人以上の人が参加し、関心を持ってくれた。)

- ・ 犯罪被害者等基本法を中心とする立法が保護行政に与えた影響についてうかがいたい。

(回答：平成16年に退職しているため、お答えできる立場にないが、被害者等の思いを重視した施策が次々と実施されているという印象を受けた。)
- ・ 更生保護に被害者等施策が導入された当時とその後の保護観察官の反応についてうかがいたい。

(回答：被害者等施策の導入により、被害者等への支援について、更生保護が誠意を持って関わらなくてはいけないという意識が高まったと思う。)
- ・ 各地区に被害者担当の保護司を置くと想定されていたと聞いたことがあるが、実現しなかった理由について御存知であれば教えていただきたい。

(回答：平成16年に退職しているため、お答えできる立場にない。)
- ・ 各地区に被害者担当保護司を配置することに関して、個人的な御意見をうかがいたい。

(回答：被害者等施策を担当する保護観察官や保護司は、被害者等のことをしっかり勉強してもらうことになった。一方で、加害者を担当する保護司は、加害者に対して、被害者等の苦しみや置かれた立場、思いを伝えていくことが重要である。それは、お説教するという意味ではなく、加害者に事実を理解させ、被害者等のことを真摯に考えて立ち直っていくということが、私は更生保護が目指すべき本当の姿だと思う。更生保護は、加害者の立ち直りを助けるというだけでなく、被害者等を支援するという広い意味でとらえたほうが良い。)
- ・ 被害者等は、元々加害者を許さない気持ちを持っていることが多いが、加害者から謝罪や被害弁償がないことによって、更にその気持ちが深まり、強くなると実感している。被害者等施策導入以前は、謝罪や被害弁償などについて、加害者に対する処遇の中でどのように考えられていたか。

(回答：保護司の全員が、謝罪などにつき指導することの重要性について考えていたとは断言できないが、保護司は、加害者に対して、被害者の苦しみを理解するよう指導するのが、以前から通例だったと考える。例えば、慰霊の措置を被害者等に断られてしまったが、保護司から加害者に仏像を提供し、それを拝みなさいと指導した事例もあった。保護司は地域に根ざして生活をしており、被害者等が事件後にどのような生活を余儀なくされたかなどを知っている。被害者等施策実施前から、保護司は、被害者等への慰謝・慰霊、被害弁償について指導をしてきていたと思う。しかし、保護観察対象者の処遇を担当する保護司に、被害者等への理解を一層深めていただくということは、これからの更生保護にとっては大きな課題である。被害者担当の保護司や保護観察官が、事件を担当する保護司等と頻りに連携を密にできるよ

うなることが望ましい。)

(2) 4の(2) 関係(鈴木氏の説明概要及び構成員との質疑応答)

【鈴木美香子氏説明概要】

- ・ 地方委員会委員を務めた経験を踏まえ、仮釈放等審理の合議や被害者等からの意見等聴取制度についての実態、また、意見等聴取制度において聴取された意見等をどのように審理の参考にしていたかなどについて、自分の体験と私見をお話する。
- ・ 地方委員会の委員は、3人1組で「部」と呼ばれる合議体を構成する。委員は、年度当初に、担当する矯正施設を指定され、その施設に収容されている者の審理を担当する。
- ・ 矯正施設の長から仮釈放等の申出がなされたときは、その矯正施設を担当する委員は関係書類を読み込み、不足資料があると考えるときには取り寄せ、審理に当たって何を把握・確認しておくべきかを考える。そして、矯正施設収容者との面接等による調査を行い、担当委員としての心証を形成する。

通常毎週1回、「評議」と呼ばれる部の会議が行われ、委員はこの評議の場に各自が調査を遂げた案件を提出する。各案件について、委員が説明した後、3人の委員で協議を行い、まず、仮釈放等を許すか否かを検討し、許すこととした場合には、仮釈放等の時期や特別遵守事項を決める。特別遵守事項とは、仮釈放等の期間中に守ることを義務付ける事項であって、本人の問題性に即して個々に決めている。加えて、評議では、保護観察を担当する保護観察所に対する申送りについても結論を出す。

- ・ 意見等聴取制度は、加害者が収容されている矯正施設を担当している委員が行うことが一般的であり、自分は3年間で5回程度の意見等聴取を行った。それまで、被害者等の御意見等を直接伺った経験があまりなかったため、自分の不用意な言動で被害者等を傷付けてしまうことがないだろうかと緊張していた。
- ・ 意見等聴取の日時が決まると、担当委員はその日までにその事案に関する関係書類を改めてよく読み、事件の内容を把握する。特に、被害者等の気持ちが表れている部分については注意を払っていた。
- ・ 当日の意見等聴取の場では、私以上に被害者等が緊張している場合が多いように見受けられたため、冒頭に自分から挨拶や自己紹介などをして雰囲気をはぐすように心掛けた。聴取を開始した後は、被害者等のペースで、お気持ちのままに自由にお話していただき、一通りお話が済むまでは途中で質問などは控え、傾聴に努めていた。一通りお話が終わったときに、「も

う少しお話しになりたいことはありませんか。」等の声掛けをしたり、こちらがうまく理解できなかったこと等について再度の御説明や補足をお願いしたりした。最終的には、被害者等が「もう言いたいことはだいたい言いました。」とおっしゃるまでお話を伺っていた。

私の経験では、意見等聴取に要した時間はおおむね30分から1時間程度だったが、時間制限があるわけではない。他の委員の経験を聴くと、それより長いことも短いこともあるようであった。

意見を述べられた後、被害者等の多くは、委員に対して直接意見を言うことができ良かったと感想を述べられていた。このことから、この意見等聴取制度には被害者等の支えになる面があるのではないかと感じられた。委員としては、単に御意見を伺って終わりとするのではなく、お聴きしたことをきちんと仮釈放等審理に生かすことを望まれていることを強く感じた。

- ・ 受刑者の仮釈放の許可基準の一つに、本件犯罪に対する社会感情がある。この社会感情の中心的要素となるのが被害者等の感情である。少年院からの仮退院については社会感情については明文規定がないが、審理に当たって考慮すべき重要な要素であることに変わりはない。

そのため、意見等聴取制度の利用の有無に関わらず、裁判書その他の関係書類に被害者等のお気持ちが表れていないかをよく確認して審理に当たるが、制度の利用があった場合には、意見等聴取書や提出された文書を合議体の他の2人の委員とも共有している。

また、自分としては、可能な限り矯正施設入所中の加害者本人との面接の前に被害者等の方からの意見聴取ができるよう日程調整し、お聴きした意見等を心に置きながら、加害者本人との面接に臨むようにしていた。その面接の際には、加害者に対しては、意見等聴取制度の利用があったことやその内容を伝えることはしないが、被害者等が気にしていたことなどについて、加害者からの自発的な発言が見られないときは、委員からの質問として本人に問い質し、その考え方等を確認していた。

最終的に、評議の場において被害者等の感情について話し合う際には、担当委員として、意見聴取の際に被害者等が述べた意見内容に加え、自分が受けた印象なども他の2人の委員に伝え、その2人の委員にも直接被害者等の意見を聴いたような臨場感を持ってもらえるように努めた。

評議の結果、加害者の仮釈放を許すこととなった場合には、被害者等の意見を踏まえて特別遵守事項を定めることが通例である。例えば、性犯罪や暴行、傷害事件などについて、被害者等への直接の接触や近隣への立入りを禁止したり、子供や異性に近付くことを禁じたりしたことがある。

被害弁償が未済であり、被害者等がその履行を強く望んでいる事案もあった。そのような要望は、被害者等として当然のことと思う。しかし、特別遵守事項は、これに違反した場合に仮釈放の取消し等の不良措置に結びつくものであり、被害弁償の履行を特別遵守事項に設定することは、不良措置をとることを威嚇として、本来民事の手続で解決されるべき債務の履行を刑事司法の枠組みにおいて強制することになり、適切ではないと考えられている。そのため、被害弁償の履行を特別遵守事項に設定したことはなかった。とはいえ、被害弁償をしているかどうか、被害弁償が未済であっても加害者が真剣に取り組んでいるかどうかといった事項は、加害者本人の反省の深まり具合を判断する指標として、重視していた。

加害者本人と面接する際には、被害者等からの意見等の表明の有無を問わず、弁償未済の者については、出所後にどう取り組むつもりなのか本人の考えを確かめていた。そして、仮釈放等を許すことになった場合には、被害弁償に誠意を尽くす指導をするよう保護観察所に申し送っていた。

- 意見等聴取制度については、委員としては、被害者等がわざわざ地方委員会まで来て、委員に直接意見を述べるということは、大変な心理的負担が掛かるものであり、勇気が必要なことと感じた。また、仕事等の都合もある中で、時間的負担も相当のものとする。また、制度を利用すると決断しても、実際の意見等の陳述が辛い体験となったように見受けられた被害者等の方もいた。意見等として示された言葉を大切に受け止めるとともに、意見等聴取制度を利用しようと思えば、実際に意見等の陳述をするまでの被害者等のお気持ちも大切にしなければいけないと思う。

さらに、意見等聴取制度の利用後、被害者等が「自分の気持ちを言えた。」と思えるようなサポートにも配慮する必要がある。加えて、意見等聴取後は、地方委員会事務局でクールダウンのための面接を行っていたが、そういったものを制度として拡充できればと思う。

- 近年、いわゆるオレオレ詐欺等、特殊詐欺と呼ばれる犯罪や非行が増加している。その被害者等の多くが高齢の方々であり、老後の生活の頼みとされていたであろう多額の財産を奪われるという大変な被害に遭っている。しかし、自分は、地方委員会委員として、一度もその種の犯罪・非行の被害者等から直接意見を伺う機会がなかった。そういった被害者等は、加害者に対してや仮釈放等についての意見もお持ちではないかと思われるが、高齢の被害者等にとっては、制度利用までの手続の煩雑さや心理的・身体的負担から、制度利用に至っていないのではないかと危惧している。このような被害者等が意見等を述べやすくするための工夫については、今後の検討課題である。

【鈴木美香子氏と構成員との質疑応答】

- ・ 被害者等の意見を聴取する際、委員は1人で対応しているのか。被害者等の支援者などがその場面に同席することは可能か。可能である場合、同席者に制限はあるか。仮釈放等審理の結果はどのように被害者等に知らされるのか。仮釈放等を許す旨の決定に不服があるときに、被害者等が不服を申し立てることは可能か。これらについて知りたい。

(回答：意見等を聴取する委員の人数については、特に決まりはないが、担当の委員との面談を希望されることが一般的である。仮に、被害者等に、審理に関係する委員全員と会いたいという御希望があれば、合議体の委員3人揃って伺いすることも考えられる。

被害者等の支援者の同席は可能だが、聴く側と話す側の人数のバランスにあまりに差があると、聴取がやりづらいこともあるため、事前に、同席者は何人くらいになるかを確認した上で、態勢を整えている。

仮釈放等審理の結果については、文書で通知しているが、電話で通知を希望される場合は電話で通知している。

仮釈放等を許す旨の決定に対し、被害者等に不服がある場合であっても、不服申立て制度はない。そのお気持ちをお聴きすることにとどまる。)

- ・ 仮釈放等を許す旨を決定する場合であっても、被害者等の御意見を特別遵守事項や生活行動指針に反映させるとのことだが、御意見等のうち、この点をこのように反映させたということを被害者等に伝えているか、また、被害者等から制度利用に関する意見等を聴いているかといったことを教えていただきたい。

(回答：仮釈放等審理は非公開であり、その詳細はお知らせできないことになっている。そのため、被害者等からすれば、結論だけ知らされたというように受け止めるかもしれないと思う。制度を利用した被害者等から制度利用に関する意見等を事後に聴くという制度はない。)

- ・ 被害者等は、事件後、日常生活に追われ、事件のことを心に閉じ込めながらも生活をしなくてはならない。しかし、意見等聴取に行こうとするときには、事件のことを考え、当時の気持ちを思い出し、何日もかかってメモを作る。そして当日は、泣きながら一所懸命話をする。ただ、そういった被害者等にとって、仮釈放等審理の結果だけが知らされ、こういうことに意見等が反映されたということを知られないと、制度を使っても無駄だったという印象を持ってしまう。実際そのような感想をよく聞くので、そのような感想を持つ被害者等が減るように、今後、さらに工夫をしていただきたい。

また、意見等聴取では、住まいから遠く離れた地方委員会に、仕事を休んで行く場合も考えられるが、旅費は出してほしい。旅費は誰にどのように支

給されることとなっているか知りたい。

(回答：交通費は、意見を陳述される方のみについて支給しており、付添人は支給の対象外となる。とはいえ、例えば、御夫婦一方が被害当事者で、もう一方の方が一緒にいらっしゃる場合では、もう一方の方も申出人となり意見等を述べる側に回っていただくようお話しして、御夫婦に交通費を支給する方法もある。なお、付き添う人が弁護士である場合など申出人になれないときには、支給されない。また、支給の基準は、国家公務員の旅費に準ずるため、実際に利用した経路に対する交通費ではなく、計算上最安値の分のみ支給される。これらのことは、少なくとも関東地方委員会では、事前に、被害者等に説明している。)

- ・ ある被害者等から、意見等聴取に対応した委員に事件の概要から話すように言われとても辛く大変だったという話を聴いた。意見等聴取の前に、事件の概要は把握しておいて欲しいと思う。その被害者等は、委員の心証を悪くしてはいけないと思い、当日はそのように委員に言うことはできなかったと聞いている。地方委員会の委員は、事前に資料を読めないくらい忙しかったのかもしれないが、委員の業務負担について教えていただきたい。

(回答：委員1人の加害者の担当件数については、担当施設の種類や規模などによるため、一概には言えないが、担当件数の多寡にかかわらず、意見等聴取の前には、加害者の記録を読み込むべきであり、意見等聴取の場面において、被害者等に事件概要を話してくださいなどとお願ひすることは考えにくい。)

→(事務局)新たに委員に就任する者に対する研修などを実施しているが、当該研修などにおいては、意見等聴取に先立ち、存在する記録は全て取り寄せて読み、意見等聴取の場面においては、記録では分からない所のみを被害者等に聴くように伝えている。

(3) 4の(3) 関係(大橋氏の説明概要及び構成員との質疑応答)

【大橋由美子氏説明概要】

- ・ 平成19年12月の被害者等施策の開始当初から、地方委員会の被害者等の窓口担当者となり、平成22年3月末まで、意見等聴取の庁内実施体制の構築と通知制度の実務に携わった。平成29年度から平成30年度までの2年間、関東地方委員会で被害者等施策の担当統括として、庁内の事務処理体制の見直しにも取り組んだ。そのような経験から、地方委員会の事務局の業務についての経験談や制度の問題点や改善点に関する私見について、お話ししたい。
- ・ 地方委員会事務局は、仮釈放等審理事務として委員会合議部の仮釈放や

仮退院等に関わる判断の元となる各種資料・情報を収集・整理し、矯正施設と保護観察所間の調整役を担っている。

事務局の保護観察官は、矯正施設ごとに担当官が指名される。各加害者に関する資料としては、判決書、検察庁から矯正施設を経て回付されてくる加害者処遇状況等通知に係る連絡書、受刑者釈放通報要請書、矯正施設における成績に関わる資料、保護観察所の生活環境状況通知書等がある。これらの資料の内容を把握し、矯正施設において加害者に面接するなどして、加害者が事件をどのように捉えているか、被害弁償の状況に関する加害者の認識、出所後の被害者等との関わり方の意思等を確認する。これらにより、仮釈放等審理の次のステップである委員面接に向けての準備資料を作成する。

先ほど、被害者等の意見等聴取に複数の委員が対応することがあるという話があったが、加害者の面接についても、事案によっては複数で委員面接を行うこともある。複数面接は仮釈放等に関する合議体の心証を形成する上で大切なことであるが、業務量が多いため、全てのケースについて実施するわけではない。

評議においては、それぞれの委員が施設面接後に作成した審理調査票及び意見等聴取書を元に3人の合議体で、仮釈放等を許可するか否かの決定・判断がなされる。

委員による決定・判断後は、事務局保護観察官に事件記録が回付され、矯正施設、保護観察所、検察庁等関係機関及び被害者等に対する通知を作成し、執行担当の事件管理班において点検してから発送する。

・ 地方委員会事務局における被害者等窓口担当の職員は、次のような業務を行っている。

- ① 加害者処遇状況等通知書等の受理発送、被害者システムへの入力
- ② 施設担当官への被害者関係記録の回付
- ③ 審理開始・審理結果通知の被害者等への送付
- ④ 意見等聴取制度利用の意向確認と申出書の受理窓口業務
- ⑤ 委員及び保護観察官と被害者等との意見等聴取の日程調整、聴取室の確保
- ⑥ 委員及び保護観察官への意見等聴取の事前レクチャー（事前の被害者等とのやりとりや被害者等の要望について説明）
- ⑦ 意見聴取前後の被害者等の接遇、インテーク・クールダウン面接、配慮を要する事案についての関係機関への引継ぎ

意見等聴取に際しては、委員会に来庁する被害者等の労をねぎらい、被害者等専用の面談室において、当日の聴取の流れを丁寧に説明している。意見

等聴取の申出をしたものの、何をどう話したら良いかという相談を受けることもあるので、その場合には、聴取の前に陳述する内容をまとめるお手伝いもしている。意見等聴取の時間については、30分程度が目安と伝えているが、時間制限を設けてはいないので、2時間を超える方もいれば、用意した書面を15分程度で読み上げた方もいた。陳述が短かった人には、「他にお話になりたいことはありませんか。」などと声掛けをするよう委員に伝えていた。付添人のない方については、緊張が高まりやすいため、被害者等の気持ちが落ち着くまで同席し、意見等聴取の間も付き添ったこともある。また、小さいお子さん連れの被害者等が集中して意見陳述できるよう、その間子どもものの面倒を見るなどしたこともある。

意見等聴取をする部屋には、委員と記録を作成する保護観察官が入り、委員は話を聴くことに集中し、保護観察官が記録をとることにしている。

意見等聴取の際の被害者等の付添人については、御家族や弁護士、被害者支援センターの支援員などのケースがあるが、弁護士の付添いは、平成25年から30年までの間で6件であった。

委員による意見等聴取終了後は、再び被害者等専用の面談室に場所を移して、被害者等窓口担当の職員がクールダウンのための面接を行い、感想を伺う。その中で意見等聴取した委員の態度について、被害者等から発言があった場合には、委員にもフィードバックしている。例えば、「委員が怖い顔をしていたので緊張した。」という方もいるが、多くは「真剣に丁寧に聞いてくれて満足した。」という感想であった。中には「委員からの質問が少なく心配になった。」というものもあった。このときの委員は、「意見等聴取制度は、現行法以前に行われていた、こちらが聴きたいことを聴くといった被害者感情調査と異なり、被害者の方々の言葉に耳を傾けるための制度であるため、あえて質問を差し控えた。」とのことだった。その感想を聞いた後は、陳述する被害者等が、委員にどのような態度で聞いて欲しいかを事前に確認し、委員が適切に対応できるように配慮している。

意見等聴取をした被害者等には、その各種通知について案内するとともに、聴取した意見等が審理結果の何に反映するかについて説明している。また、再被害防止のための通報を要すると思われる被害者等には制度の案内をし、検察庁や警察の担当窓口を引き継ぐこともある。被害者等が心情等伝達制度の利用を予定している場合は、該当する保護観察所に事前に情報提供している。

- ・ 意見等聴取をした被害者等について、加害者の罪種は、生命・身体犯が多く、財産犯、交通事犯、性犯罪もあった。被害者等の意見の内容は加害者の罪種によって一定の傾向があった。財産犯の加害者に対しては被害弁

償の履行，身体犯・性犯罪の加害者に対しては接触・接近の禁止，生命犯・交通事犯の加害者に対しては，被害者遺族等の心情理解を求める傾向があった。地方委員会への要望のほとんどは，仮釈放等を認めず期間満了まで受刑させることを求めるもの，被害弁償の指導を求めるもの，被害者等に近づけさせないよう指導を求めるものだった。他には，早期就労による被害弁償の履行を求めるもの，性犯罪者処遇プログラムや暴力防止プログラム等による指導監督を期待するもの，心情等伝達制度を利用するため仮釈放等を求めるものもあった。

- 被害者等の意見陳述内容を仮釈放等審理の結果にどのように反映するかは，ケースバイケースであり一般化はできないが，仮釈放等の時期，帰住予定地の選定，特別遵守事項の設定には反映されていると感じる。例えば，被害者の命日の前後の仮釈放等の決定や，仮釈放等をできるだけ避ける，被害者等の住居からなるべく遠い帰住予定地を選定する，被害者等への接触を禁じる特別遵守事項を設定するなどである。しかし，帰住予定地の選択肢が他に無い場合は，事件を起こした地元に戻らざるを得ない場合もあり，また，被害弁償については，不良措置を伴う特別遵守事項に設定することはできず，努力目標としての生活行動指針に設定し，指導するよう意見を付すことが多い。

事例として，矯正施設から繰り返し仮釈放等の申出がなされ，仮釈放等が何度か許可されなかった事案があった。仮釈放等の申出がなされる都度，仮釈放等の審理を行うため，被害者等に通知がいき，被害者等は意見等聴取制度を利用した。被害者等は強く仮釈放等に反対する旨の意見を陳述されたが，最終的には，仮釈放等が決定した。このようなケースの場合であっても，複数回の意見陳述が無駄だったということではなく，仮釈放等の時期を遅らせることになったと思われ，加えて，複数回の審理を通じて，加害者に反省を深めさせる機会になったとも言える。

- 印象的な被害者等の意見として，次のようなものがあった。「加害者は，事件発生後から満期までの間は刑事政策によりエスカレーター式に次々と手厚い処遇が用意され，住居，仕事，相談相手も世話して貰えて保護されているのに，被害者側は，望んで被害者等になったわけでもなく，理不尽な形で事件に巻き込まれたにも関わらず，一つ一つの制度利用に自らアクションを起こし，労力と時間をかけて煩雑な手続きを経なければならず，結果的に被害弁償や被害からの回復を勝ち取ることも保証されないのか。」ということ述べた方である。私は，このお話から，いわば諦めの境地に立たされたのであろう被害者等の忸怩たる思いを痛感した。

地方委員会における被害者関係業務担当官としては，仮釈放等審理の開

始通知、意見等聴取、審理結果通知というプロセスにおいて被害者等と関わっている。このような限られた場面においてであるが、意見等を示された被害者等の思い、あるいは意見等聴取制度を利用したくとも被害を受けたことによって制度を利用する体力や気力が保てなくなり、制度利用ができなかった被害者等の声なき思いに、どれだけ応えることができたか自問しながら業務に当たっている。

被害者等への支援としては、一定の限界がある中で、せめて、丁寧に被害者等に向き合い、その思いに寄り添いながら、安心して制度を利用いただけるよう配慮を尽くし、勇気を振り絞って意見等聴取制度の利用を果たしたことにより、やれることはやりきったと感じていただき、次の段階の被害者等支援に確実につなげることができればと思っている。

- ・ 委員会に対する意見等聴取制度の課題としては、第一に、被害者等が加害者に関する情報が余りにも少ない中で意見を述べなくてはならないということである。被害者等からは、「加害者が矯正施設内でどのように事件を振り返り、内省を深めたのかを知りたい。それを踏まえて意見を述べたい。」と要望されることがあった。通知制度において被害者等に伝わる加害者処遇情報には客観性が求められ、限定的な内容に止まっている。被害者等が矯正施設に出向いて加害者と面会したいと希望しても、加害者が拒否すれば実現しない。

第二に、被害者等が加害者本人に対して言いたい内容があっても、それを矯正施設収容中の加害者に伝えられないことである。被害者等が意見等聴取制度を利用していることを加害者に伝えることには危険性が伴う。すなわち、加害者が、被害者等の意見によって仮釈放されなかった、あるいは、仮釈放の時期が遅れたと思ひ、出所後に報復するといったことも考えられるからである。しかし、委員は、被害者等の考えと加害者の考えていることの両方に接する立場にあるため、両者のずれを修正したい気持ちに駆られる場面もあるように感じられる。例えば、被害者等が、「裁判後は一度も謝罪の手紙が来なかった。加害者が被害者等に詫げる気持ちがあるのかを知りたい。」と考えている場合がある。一方で、加害者は、「謝罪の手紙を書き溜めてきたので弁護士に託したいが、時期尚早だからと弁護士や刑務所の担当、保護司からも止められている。」という場合がある。また、被害者の御遺族が「事件を思い出すので加害者の顔も見たくないから絶対に連絡して欲しくない。」と意見陳述しているが、加害者が「出所後その足で墓参して遺族に詫げるつもり。」と述べることもある。こういったすれ違いをどのように調整するかは難しい課題である。

というのも、被害者等のお気持ちは一人一人全く異なり、刑事司法のそ

それぞれの段階でも刻々と変化するように実感している。そのため、こちら側の勝手な解釈で一般化することはできない上、言葉の選び方一つで被害者等の伝えたい気持ちのニュアンスが変わってくるため、安易に伝言するわけにもいかない。

しかし、被害者等からは、特に「仮釈放後の心情等伝達制度利用では加害者自身の生活の立直しの方が優先されてしまうため、被害者等への対応が後回しになる上、本人任せでは被害弁償の実行を見届けられないうちに保護観察期間が終了してしまう。」という声が大きいうちに、個人的には感じている。

矯正施設収容中から、被害者や御遺族が加害者に対しどのような感情を抱き、具体的にどのような行動を望んでいるのかを加害者に知らせ、そのことにより、加害者が被害者等の心情と真摯に向き合い、実行可能な形での謝罪や被害弁償の履行計画を立てることに結び付くならば、それは、仮釈放審理の上でも有用であるのみならず、被害者等の回復と加害者の更生の両者にとって意味のあるプロセスとなるのではないか。

【大橋由美子氏と構成員との質疑応答】

- ・ 仮釈放等審理において、裁判時の被害者等の発言内容などの資料は入手しているのか知りたい。

(回答:被害者等通知制度の利用者については、検察庁から刑務所を経由して、地方委員会に、冒頭陳述要旨、論告要旨、弁論要旨及び判決書が送付される。その冒頭陳述要旨等に、被害者側の意見が記載されている場合がある。また、被害者等が裁判における意見陳述をした場合、委員の指示によって関係資料を取り寄せる。加えて、裁判における意見陳述の内容については、被害者等が事前に持参することも多い。)

- ・ 被害者等が仮釈放等審理で意見を述べ、それで仮釈放等が許されなかったことはあるのか。また、そもそも、仮釈放等審理の対象とならない加害者もいるのかうかがいたい。

(回答:仮釈放等が許されなかった例はある。合議体において、意見等の内容を踏まえて、その加害者が、被害者等への思いに至っていないという心証が形成された場合には許可されないことがある。特に、生命・身体犯、性犯罪、財産犯でそのような例があった。オレオレ詐欺で、弁償の意思に欠ける主犯格の受刑者の仮釈放が不許可となったことがあった。また、反省が認められない人などについては、仮釈放等審理の対象にすらならないこともある。)

- ・ 意見等聴取を実施した結果、仮釈放等が許可されなかった割合が分かるなら示してほしい。

(回答:今手元にある資料には、掲載されていない。)

- 意見等聴取の前に事務局が行う説明において、被害者等の方にどのような内容の陳述をしていただくように伝えているか教えてほしい。

(回答：意見等陳述に来庁した被害者等の中には、気持ちがしっかりまとまっていない方もいる。そのような場合には、まず、委員は、記録を読んでいるので、裁判までの状況は概ね承知していると伝える。その上で、委員が知りたいのは、加害者とのやりとり、被害者等の現在の心身・生活の状況、仮釈放等審理に対する意見、つまり、仮釈放等への反対意見や、もしも仮釈放が許された場合には、加害者の保護観察処遇に対して望むことといったことであり、これらを中心に述べていただくと良いと助言している。)
- 意見等聴取制度を利用する被害者等が、刑事裁判における意見陳述を使っているか否かの傾向について知りたい。

(回答：以前よりも、裁判における意見陳述を利用した被害者等が仮釈放等審理における意見等聴取制度を利用することが増えているように思う。被害者等に聞くと、裁判時の意見陳述では、加害者を刑務所に入れたい、罰してほしいという思いを述べており、加害者が社会に出てこようとしているときに述べる内容とは、述べる話の質が違うとのことだった。仮釈放等審理における意見では、仮釈放等の是非に加えて、釈放後、加害者に対して望むことに重点が置かれていると思う。)
- 刑事裁判で意見陳述を実施した場合の意見陳述内容は、地方委員会でも活用されているのかが知りたい。

→ (事務局) ケースバイケースであるが、無期懲役の刑に付されている事案など重大事件では、原則刑事確定記録を取り寄せるなどして閲覧していると思われる。
- 意見等を陳述する被害者等は複雑な心境にあると思われる。仮釈放になれば加害者が近くに住むのではないかという不安や、反省を深めていないのになぜ出てくるのかといった不満を抱えていることが多いと感じている。一方で、加害者が仮釈放されれば、保護観察所から加害者の情報が通知される。そういったことを考えると、被害者等にとっては、最後まで刑務所にいてほしいと思う反面、仮釈放になった方が良いとも思え、被害者等はとても混乱するのではないか。

(回答：御指摘のとおりであり、逡巡されている被害者等もいる。例えば、性犯罪やストーカーの被害者等は、「加害者が満期釈放されて、誰の監督も付かなくなることが非常に怖い。むしろ仮釈放にして監督してほしい。」と述べる人もいた。保護観察でできることには限りがあるが、それでも何か縛りがあった方が安心と述べる被害者等もいる。)
- 意見等聴取制度について、どのような内容を話せば良いかということ、

早い段階で被害者等に説明しているのかが知りたい。

(回答：被害者等に仮釈放等審理開始の通知を送付すると、多くは電話で問合せがある。その場合には、口頭又は書面のいずれの陳述方法を希望するか確認する。その際に、何を話したら良いかと聞かれることが通例であり、説明を行っている。発言する内容をまとめきれずに当日を迎える方もいるので、その場合には、再度説明や支援をしている。)

- ・ 意見等聴取制度の運用に、庁による違いがあるのか知りたい。

(回答：運用に差が生じているとすれば、職員体制の影響は考えられる。関東地方委員会は最も職員数が多く、委員も15名である。仮釈放等審理件数も多いため、全国の4割ほどの意見等聴取を実施している。しかし、規模の小さい地方委員会になると、3人しか委員がおらず、その中で手分けして意見を聴いている。事務局も、関東のように被害者等の窓口担当職員を配置できない。しかし、そういった中でも、同様の運用がなされるよう研修を実施するなどしている。)

(4) 4の(4) 関係 (牧山氏の説明概要及び構成員との質疑応答)

【牧山夕子氏説明概要】

- ・ 私は、加害者の処遇をする保護観察官の経験が長いですが、平成25年度からの2年間、さいたま保護観察所において被害者担当官をしていた。その経験を踏まえ、被害者担当官としての被害者等との関わり、被害者担当官と処遇部門の保護観察官との連携、さらに、私見としてではあるが、被害者担当官のやりがいや困難さ、今後の課題等について、お話をしたい。
- ・ 私が被害者担当官として勤務していた2年間、さいたま保護観察所における相談・支援は延べ166件、心情等伝達制度の利用は23件、意見等聴取の円滑実施事務（仮釈放等審理における意見等陳述に関する被害者等への付添い、助言等の事務）は9件であった。相談内容の主なものは、謝罪や被害弁償の履行がないがどうすればいいかというもの、通知制度の利用により加害者が出所したことを知り、不安を感じているというもの、保護観察終了後の不安などであったが、そのほとんどは、加害者の状況を知りたいという思いにつながっていたように思う。また、罪種については、交通死亡事故、詐欺が多かったと記憶している。

被害者等からの問合せの端緒は、被害者等通知制度の利用により、加害者の保護観察が開始されたことを知って保護観察所に連絡してくることがほとんどであり、通知内容の説明で納得される方もいるが、多くは加害者に対する不満や不安を吐露する。そこでまず被害者等の要望を聞き、それに添った方法を検討する。被害者等通知制度で被害者等にお伝えできる情報には限

りがあるため、加害者の状況を知りたいという要望であれば、心情等伝達制度の利用をお勧めし、制度の中で加害者に質問するという形をとることができることを説明する。

ただ、心情等伝達制度の利用に当たっては、原則として、被害者等に保護観察所への来庁をお願いするほか、利用期間が保護観察期間中に限られるという時間的制約もある。また、心情をまとめるのには一定の時間がかかり、物理的にも心理的にも被害者等の負担が大きい。こういったことから、利用を躊躇する被害者等の方もいる。

来庁せずに、書面提出での利用も可能であるが、担当官がお気持ちをしっかりお聞きした上で、それが加害者に伝わるよう記載内容を助言しながら、心情等聴取書を作成できると説明すると、ほとんどの方が来庁を選択された。

被害者等の要望が、加害者から連絡がほしいというものであれば、保護観察所の加害者を担当する保護観察官を通じて、その旨を加害者に伝えることはできる。しかし、加害者が連絡を拒否した場合、それを強制する手段は保護観察所にはない。また、どうして連絡がほしいと考えているのかなど被害者等の真意まで伝えることは困難である。そこで、被害者担当官としては、被害者等の要望や、これまでの経緯をお聞きした上で、どのような方法が適当か、またその方法を取った場合に予測される結果を伝えた上で、被害者等に方法を選択してもらうことも多かった。

なお、さいたま保護観察所は、関東地方委員会と同市内にあることもあり、意見等陳述の円滑実施事務は比較的少ないが、それでも意見等陳述の内容について助言してもらいたいという相談や、委員会での意見等陳述場面に同席を希望するケースなどがあった。

- 被害者担当官と加害者処遇を担当する保護観察官との連携について説明する。被害者等からの問合せがあり、その対応を検討するためには、被害者担当官が加害者の状況を把握することが重要である。加害者の性格、行動パターン、現状等を把握することにより、もし、被害者等の要望を伝えた場合に、加害者がどのように行動をするかについて、見立てをし、予測を立てることができる。被害者等には、加害者の詳細な情報は伝えることができないが、被害者等に対して見立てを踏まえた助言をすることが可能となる。また、被害者等の人となり把握することも、後述する被害者等のニーズを見出すために重要である。被害者・加害者双方についての見立てを摺り合わせながら、被害者担当官と加害者担当官とでそれぞれの対応を検討することが肝要である。

ここで難しいのは、被害者等の要望が、実現可能性が低いと思われる場合である。多くの加害者の場合、仮釈放等となった直後は生活が安定せず、自

分自身の生計に苦慮するケースが多いため、被害者等から被害弁償を求められても、すぐに応じられないことがある。また、事件直後や公判時などに被害者等から強い処罰感情や怒りを向けられたことで、被害者等と相對することに怖じ気づいてしまう加害者も少なくない。このようなとき、被害者担当官からは、一般的な話として、被害者等に対し、仮釈放等となった直後の加害者は生活苦に陥っていることが多く、すぐに応じることは難しいかもしれないという予想を伝え、過度に被害者等が期待しないように配慮している。一方で、加害者担当官には、加害者に対して、すぐに被害弁償に応じられないとしても、いつ頃なら応じられるかなどの見通しを立てる指導をしてもらい、さらに、保護観察が終了したら何もしないのではないかという被害者等の不安を解消するためにも、連絡手段の確保を促してもらうなどして、「現時点で加害者なりにできること」について指導してもらうようにしている。

加害者担当官と被害者担当官との連携において印象に残っている例としては、被害者遺族が心情等伝達制度を利用したケースがあった。通知制度により加害者が仮釈放となったことを知った遺族が、出所後加害者から謝罪がないことを不満に思っていることや、加害者が受刑でどんなことを考えたか知りたいという気持ちで心情等伝達制度を利用した。このケースでは、加害者側は、事件後に遺族の強い怒りの感情に触れる機会があり、遺族に直接接触することを避けてしまっていた。そこで、加害者担当保護司に加えて、加害者と担当保護司の了解を得て、被害者担当官だった私が加害者との面接に同席した。私からは、加害者に対して、心情等聴取の場面では、被害者遺族は感情的になることなく冷静に話をしていたが、生前の被害者のことに触れた時は涙していたことを伝えた。加害者担当の保護司からは、「被害者遺族があまりにも感情をぶつけてくると本人（加害者）から聞いていたので、私も直接会わない方がいいと助言していたが、こういう気持ちを冷静にお話されているのであれば、できるだけ早く謝罪に赴いたほうがいい。」との指導があった。

また、被害者遺族が、加害者に対して厳しい思いを伝えたいと心情等伝達制度を利用した時に、その内容をそのまま伝達することが適切かどうかと庁内で議論になったことがあった。御遺族は複数回来庁され、何度も推敲を重ねて心情等聴取書を作成した。そこには加害者に対する激しい言葉が含まれていたため、それを加害者に伝えることによって加害者が逆恨みして再加害をするおそれがないかなど、被害者担当官としても迷うところだったが、最終的には全文を伝達した。心情等聴取の過程で、被害者遺族は、「普段感情を出さないようにしているので、思い切り感情を吐き出すことができてよかった。」と述べていた。私としては、被害者等が「語る」ということの重要

性を改めて認識した経験だった。

その後担当業務が変わり、加害者の処遇をする保護観察官となっても、被害者等から伺った被害者等の気持ちやその変化を、加害者への指導に生かすことができていると感じている。

- ・ 私は保護観察官として、被害者・加害者に関わらず、何かしら支援を行う際、その人のニーズは何かということを重視している。そのときに、ニーズには「表明されたニーズ」以外に「表明されないニーズ」もあるということに留意している。被害者等からの問合せにおいては、最初は、強い言葉で怒りや処罰感情に基づくニーズをお話されることが多い。しかし、何度か話を聴くうちに、被害者等も自分の気持ちが整理され、自身の本当のニーズや別のニーズに気が付くということがある。それが顕著なのは、心情等伝達制度を利用されたときである。司法機関の支援制度の利用はこれが最後という思いで心情等伝達制度を利用される方が多く、被害者等の切実な思いを感じる人が多い。それに応えることができるかどうかという難しさを感じる半面、お気持ちを聴くこと、それをまとめる過程、加害者の状況を踏まえて今後の見通しを予測して伝えることは、保護観察官としての経験やスキルがいかにされていると思う。

また、被害に遭われた後の手続や支援の過程で、残念ながら嫌な思いをされている被害者等もあり、被害者等が願う支援や回復は本当に難しく、かなわない状況のまま保護観察が終了するということもあり、歯がゆい思いをした。しかし、自分の経験やスキルをもってできる限りの対応をすることが、せめて刑事手続の最後に関わることになる行政機関の一員として、数少ないできることのひとつだと思っており、被害者等から、「話を聴いてもらって良かった。」と言ってもらえることがやりがいでもあった。

一方で、加害者が少年の場合には、特有の困難な課題がある。そもそも犯罪や非行の背景には、その人の能力的問題や養育環境の問題があり、保護者から適切な養育を受けていないことも多々ある。また、虐待やいじめなど、被害経験がある少年も多くいる。被害者等への対応は保護者が前面に立つことが多くなるが、非行少年の保護者は、前述した背景から、適切な対応ができないことが多く、それが更に被害者等を傷付けることがある。被害者等からの要望を受け止める力がない少年や保護者と、被害者等との間に対立関係が生じてしまい、被害者担当官と主任官が板ばさみになることもあった。

- ・ 現状の問題としては、まず、被害弁償への関与の問題がある。被害者等の中には、加害者に被害弁償の履行を求めるために制度を利用したいと相談される方も多い。民事訴訟や刑事和解で確定しているのであれば、指導の範囲内で本人に返済を促すことはできるが、強制力はない。また、金銭交渉に直

接関与することは行政機関として適当ではないと考えるため、それをお伝えした上で、被害者等と加害者がやり取りできる方法を一緒に考えたり提案したりする。それがうまくいかないと被害者等が更に不満を感じることになり、その対応に苦慮する被害者担当官も多いのではないかと思う。

次に、被害者担当官がほぼ専従でないという課題がある。多くの保護観察所では、被害者担当官は、企画調整課で社会を明るくする運動などの広報活動や、民間協力団体の連絡調整事務を兼務している。そのような態勢の中でも、被害者等からの問合せは時期を問わずあり、非常に多忙となっている。さいたま保護観察所は当時被害者担当官2名、被害者担当保護司2名の態勢であった。

更に、被害者担当保護司のなり手不足も問題である。被害者担当官が多忙な中、問合せを最初に受けることになり、事務の補助も担ってくれる被害者担当保護司の存在は重要である。しかし、加害者処遇を担う保護司もなり手不足であるため、現職の保護司から被害者担当保護司を選定することが難しいという実情がある。さらに、更生保護制度への理解と被害者支援への理解の両方が必須であるという点で、適任者を確保することには困難を伴う。

【牧山夕子氏と構成員との質疑応答】

- ・ 保護観察所が、自治体、弁護士会、被害者支援センターなどの外部の機関とどのように連携しているか知りたい。

(回答：埼玉県では、埼玉県警察の被害者支援室や犯罪被害者援助センターと連携しており、県警が主催する連絡協議会にも参加している。また、援助センターで実施している無料のカウンセリングを被害者等に紹介し、利用に至ったこともある。加えて、埼玉県では、県警、援助センター及び県の被害者支援室が同じ建物の中にあり、連携しやすい環境であると思う。)

- ・ 加害者が被害者等に謝罪に行った場合、被害者等の気持ちとしては、最初は受け入れられずに謝罪を断ることが多い。このような場合に、加害者から、被害者等が断ったので、その後謝罪に行かないと言われることがある。保護観察所では、このような事例について、どのような指導や対応をしているのか。

(回答：御指摘のように、最初は処罰感情が強い場合であっても、時間を経て、加害者がその後どうしているか知りたいという気持ちになっている被害者等も多いと感じている。そのため、被害者担当官として、加害者担当の保護観察官に対して、被害者担当官から、被害者等の気持ちがこんな風に変わっているかもしれないと伝えることがある。実際に心情等伝達制度を利用している方は、気持ちの変化を把握できるため、被害者等の気持ちの変化に即して対応するようにアドバイスすることもある。

また、現在、私は加害者処遇をする保護観察官をしているが、被害者担当官の経験が活かされている部分がある。被害者等の気持ちは、時間を経て変わってくることもあると知っているため、「今は、もしかしたら当初と気持ちが違うかもしれない。」とか、「受け入れられなくても、そこはあきらめずに謝罪等をするところこそが、数少ない、できることの一つなんじゃないかな。」といった指導を加害者に行っている。）

- ・ 被害者は、加害者側から、仕事がないなどの理由で賠償できないなどと言われることが多い印象を持っている。加害者を指導する人は、加害者に対して、少なくとも、お金ではなくても何かを被害者側に行うよう促すとか、そういうことも加害者に教えるべきだと思っている。そういった指導を保護観察中に行うとなると、期間が短く、難しいと思うのだが、矯正施設に入った時点などの早い段階から、そういう指導をすることが必要だと思うか。謝罪についても、加害者を指導する人が、加害者の生活が落ち着いてから実施するよう指導するとか、被害者等が落ち着いてから謝罪に行きなさいと指導するようでは遅いと思う。

(回答：早い段階で加害者に対して具体的な返済計画や謝罪の方法などを考えさせることは重要だと思う。特に成人の場合は、仮釈放後の期間が短いケースも多々あるため、被害者等の方が心情等伝達制度を利用されても、1回利用するだけでもう時間切れということも多く、当方も被害者等も苦しい部分かと思う。)

- ・ 被害者等には、加害者がどのようなことを考えているのか知りたいというニーズがあるということだったが、そのニーズを満たす方法としてどのようなものが考えられるか。

(回答：そういった場合は、心情等伝達制度の利用を勧めている。被害者等通知制度で通知している情報は、定型的で限りがある。例えば、加害者が事件や被害弁償などについて、どういうことを考えているかということを通知制度で知らせることは困難である。しかし、心情等伝達制度を利用し、「加害者に対して質問したい。」という形で心情等を述べ、被害者等がその結果を知ることが希望すれば、加害者が質問に対して述べたことを、心情等伝達結果通知書に添付する形で、文書でお送りすることができる。)

- ・ 更生保護の被害者等施策が始まる前は、被害者等から連絡があったときに、加害者の担当官が直接話を聴いていたと聞いた。そして、被害者等の気持ちと加害者の反省を伝えたいということがかみ合ってきたときには、必要に応じて、担当保護司が同行して被害者等への謝罪をさせたり、謝罪の手紙を書く手伝いなどをしていたとのことだった。被害者等施策が始まり、被害者等の対応は被害者担当官にお願いしますということが通例であると思うが、加

害者の担当保護司が被害者等への謝罪に関与することは多くなされているのか知りたい。

(回答：加害者と被害者等の担当が切り分けられたことで、御指摘のようなことが少なくなっているという印象はある。ただ、加害者が、保護司に対し、被害者等に手紙を書きたいが何と書いたらいいか分からないという相談をし、保護司から私に相談があり、私が手紙の内容を添削したことはある。このように、加害者処遇の保護司も被害者等にどう関わったらいかが分からないと思っている方が少なくないと思う。)

- ・ 心情等伝達制度では、被害者担当官と加害者担当官の連携がとても大事だと思う。被害者等が発した心情は、被害者担当官を通じて、加害者担当官に伝わり、加害者の反応が被害者等に伝えられるとのことだが、その際の留意事項や、被害者等の意見等が加害者側の処遇にどういかされているのかを知りたい。

(回答：基本的に被害者等が述べたことは、保護観察所としては極力落とさずにできるだけ全て加害者に伝えるという方針である。ただし、加害者の再加害のおそれについては十分に検討した上で、伝えるかどうか判断している。

伝達する場面では、原則として、加害者の担当官が、心情等聴取書を読み上げて加害者に伝える。さいたま保護観察所では、その読上げを受けて、加害者がどう言ったかを書面にし、加害者本人にその書面の内容の了解をとり、それを被害者等に通知するようにしている。

また、加害者は、自分の思いや考えを言葉にして表現する力が低かったり、社会性が乏しかったりするために、きちんとした言葉を述べるできない場合もある。そのときは加害者処遇の一環として、こういう言い方だと、被害者等がどう思うかということを加害者に伝えながら指導を行う。最終的には、加害者がその程度の反応しかできない人であるという状況も、必要に応じて、被害者等にそのまま伝えることも重要である。)

(5) 4の(5) 関係 (全体質疑応答)

- ・ 地方委員会では、被害者等の意見を受けて、被害弁償等について、生活行動指針に設定するよう保護観察所に申送りをしたりすることだが、その申送りの判断基準があれば、知りたい。

(回答(鈴木氏)：申送りに関する判断基準はない。自分や周りの委員を見ると、被害弁償や謝罪の問題が未解決である者については、9割くらいは、被害弁償・謝罪に誠意を尽くすことという内容の生活行動指針を付けるように保護観察所に申し送っていた。

また、被害者が死亡するなどの重大な事案については、保護観察所でしょ

く罪指導プログラムを行っている。それは、特別遵守事項で定めることができる法務大臣指定のプログラムではないため、特別遵守事項には設定できないが、保護観察になったらしく罪指導プログラムを受けさせるよう生活行動指針で設定するよう申送りもしていた。

また、矯正施設において加害者本人と面接をし、本人がどんなことを言っていたかは審理調査票に書くようにしており、特に被害弁償のことについては、本人の出所後の計画を聴き、記録に残すようにしていた。）

- 生活行動指針は、特別遵守事項と違い、違反した場合に矯正施設に収容されるようなものではない。謝罪や被害弁償は、本人の反省を促すという意味で、本人のためでもある。お金の話で、民事の話ではあるが、被害弁償を特別遵守事項で義務付けることができるようになれば、本人の更生のためにも有益ではないか。被害弁償を特別遵守事項に設定することは困難だとは聞いているが、このことは言い続けたい。
- 裁判や少年審判における意見陳述の運用については堅いという印象がある。例えば、雰囲気厳格な感じだったり、時間が限定されていたり、裁判官によっては表現をかなり制限したりすることがある。そのため、意見陳述のための原稿を起案する場合、あるいは、原稿作成を弁護士としてお手伝いする場合、表現や時間について相当事前に詰めなければならない。これに対して、更生保護官署で行われている意見等聴取制度や心情等伝達制度は、かなり被害者等側の自由度が高いと感じた。このような印象で間違いはないか確認したい。

(回答(大橋氏)：意見等聴取では、被害者等が、「今まで自分の生活の中でこんな汚い言葉は使ったことがないんです。ただこの場で言わせてください。」と言って意見等を陳述し、その後、「恥ずかしかつたけれども、吐き出せてよかった、この言葉を誰かに言いたかった。」ということをおっしゃられることがある。当方としては、「どうぞおっしゃってください。委員にも、覚悟を持って受け止めていただきますから。」と伝えている。)

- 意見等聴取制度や心情等伝達制度は、裁判時の制度と違い、自由度が高く言いたいことが言える範囲が広いということは、新たな発見ではあった。そういった意義のある制度に関して、もっと活用することが望ましいと思ったが、利用件数が増加した場合、現在の人的体制で耐え得るのかという点はいかがか。

(回答(大橋氏)：人的には足りていない現状にある。関東の地方委員会は特に被害者等の事務を多く取り扱っているが、制度が始まったときは、被害者担当の窓口の職員は自分1人だった。今は3人になったが、それでも足りず、事件管理班の中で別の事務を行っている保護観察官にも事務官にも

兼任で被害者等の事務を割当てて、班員総出の全部で8人くらいで事務に当たっているが、それでも通知事務に支障が生じるおそれがある。事件管理班に居る被害者等の窓口担当職員は被害者等対応専属ではないため、被害者等対応に専従できる人がほしい。被害者担当官や被害者担当保護司は、制度上は、保護観察所だけに配置されているため、地方委員会にも置いてほしい。）

- 一緒に被害者等の会を運営している大学生が、被害者等のための仕事がしたいと言っているが、そのような仕事がないのが現状であり、そのような仕事を作ってもらいたい。
- 被害者等通知制度を利用している被害者等には、通知発出に合わせて適時に意見等聴取や心情等伝達などの制度の案内をしているが、通知制度を利用していない被害者等には、制度があるということを適時に案内することができない。そういう中で、通知制度は使っていないものの、意見等聴取制度や心情等伝達制度を利用した被害者等はいるかを知りたい。その方はどのようにして制度利用に至ったのかが分かれば教えて欲しい。

(回答(大橋氏)：制度が始まる前から無期懲役で服役している加害者の例がある。仮釈放審理の中で実施される被害者感情調査において、委員会事務局の施設担当官が被害者等に接触する機会があり、関心を持たれた方に、意見等聴取についても御案内をして、制度利用に至ったことがある。また、意見等聴取制度の利用だけでは、仮釈放審理の結果をお知らせできないので、併せて通知制度についても御案内する。また、心情等伝達制度の利用にもつながるようにしている。

他には、被害者等が多数いる事件で、そのうちのある被害者等が、通知制度や、意見等聴取や心情等伝達を利用したことによって、被害者同士のつながりから他の被害者等も制度について知り、利用に至ったケースもあった。)

- 被害者等が多いなどの事件では、判決書などにメインのいくつかの事件の被害者等の名前しか載っておらず、被害者等であるということの確認が取りづらい場合の対応について知りたい。

(回答(大橋氏)：代表的な事件だけが立件されていて、それ以外に、たくさん被害者等はいるはずだが分からないという場合がある。更生保護官署は捜査機関ではないため、そのような被害者等が把握できず、形式的には、制度の利用はできないこととなる。中には、検察庁において参考人という扱いにして、検察庁から通知事務が引き継がれる場合もあるが、参考人では意見等聴取や心情等伝達の対象にはならない。検察庁に対しては、被害者等であるということを検察庁が把握しているのであれば、被害者等であるということ

が分かるようにして更生保護官署に通知事務を引き継ぐように依頼している。)

- 矯正施設収容中段階から、実行可能な謝罪や、弁償方法について加害者を指導できれば良いとの意見が出たが、更生保護官署として矯正との連携確保が課題となる。

→ (座長) その点は今後の検討課題とする。